

看 護

1 全般事項

問1 指導計画の作成に当たって、配慮すべき事項は何か。

看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させることとしている。「基礎看護」は、看護を適切に行うための基礎的な能力を養うことを目標としていることから、看護の基礎的・基本的な科目として低学年に履修させる。「看護臨地実習」は、実際の場面において応用発展させることにより、専門的な知識と技術の深化、総合化を図ることをねらいとしており、主として高学年で履修させる科目である。また、原則として看護に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することとしている。

問2 地域や医療機関、産業界等との連携・交流を通じた学習活動を進める上で、配慮すべき事項は何か。

高等学校学習指導要領総則において、職業教育に関して配慮すべき事項の一つとして、学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮することとしている。

看護に関する学科においては、従前より、知識と技術を臨床の場で活用し実践する経験を通して、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる実践的な学習活動として、臨床での実習を内容とする「看護臨床実習」を実施してきた。

今回の改訂では、チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解することを目標に加え、科目名を「看護臨地実習」に変更し、医療施設だけでなく看護の実施されている様々な施設での実習についても充実を図ることとした。また、医療の高度化・専門化、患者の高齢化・多様化など、近年の看護・医療・福祉を取り巻く環境の変化に対応する最新の知識と技術について、医療職・福祉職などの社会人講師を活用した授業などにより、指導の充実を図ることが必要であり、地域や医療機関、産業界等との連携・交流を一層充実させることが大切である。

問3 各科目の指導に当たって、配慮すべき事項は何か。

看護科の各科目の指導に当たっては、基礎的・基本的な知識や技術の確実な定着を図

るため、各種メディア教材を活用するのと同様に、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段の活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが大切である。

問4 実験・実習の実施に当たって、配慮すべき事項は何か。

各学校においては、関連する法規等に従い、実験・実習用の施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境の整備、事故防止の指導とその徹底及び安全と衛生についてそれぞれ具体的に検討し、対策を講じておくとともに、事故防止の精神に対する生徒の自覚を高め、安全と衛生について日常的な態度として身に付くよう指導することが必要である。

また、臨地実習においては、患者等の対象に対する医療過誤や生徒自身の院内感染などの医療事故を防止するため、次の観点から実習の指導基準や安全管理の具体計画を検討するとともに、万一の事故や災害の際の危機管理体制についても整備をしておくことが必要である。

- (1) 臨地実習における患者等の安全に関すること。
- (2) 生徒の細菌やウイルスの感染予防及び放射線被曝防止に関すること。
- (3) 薬品、火気、機器、器具などの安全な取扱いに関すること。

問5 今回の改訂で、フィジカルアセスメント等の専門性の高い看護判断能力が求められているが、どのようなことに留意したらよいか。

看護に関する各科目で学習した知識や技術を断片的に覚えているのではなく、それらを統合させ、様々な対象の変化や状況に応じて知識や技術を組み合わせる実践できる力を身に付けさせることが大切である。また、臨地実習における統合実践等に結びつけることによって、総合的に活用することが求められている。

2 各科目

問1 「成人看護」は、「(1) 成人の生活・健康の特徴と看護」と「(2) 機能障害と看護」で構成されているが、それぞれどのようなことを習得させるのか。

「(1) 成人の生活・健康の特徴と看護」では、成人期がライフサイクルの中で最も幅広く、社会においても責任ある充実した時期であることから、成人各期の成長・発達課題を考慮し、身体的・精神的・社会的特徴、生活の特徴、健康問題などのほか、成人の特性に基づいた看護の基本的な考え方、援助方法について理解させる。さらに、人間には個別性があることを踏まえ、人間を統合的に理解するための基礎的な能力を育てる。

「(2) 機能障害と看護」では、看護の対象を、疾病や障害そのものではなく、疾病等

により身体の様々な機能障害を有した生活者として、身体的・精神的・社会的に統合的にとらえ、機能障害のある生活者の健康の保持増進、回復へ向けた看護の展開について理解させるとともに、身体のそれぞれの機能の役割、日常生活の制限や治療にかかわる看護に必要な基礎的な知識と技術を習得させる。また、成人の身体的・精神的・社会的特徴などを理解した上で、患者の健康レベルに応じた看護を実践する基礎的能力を養うため、必要に応じて実習を行うなど、基本的な看護方法を習得させる。

問2 「老年看護」は、「(1) 老年期の生活と健康」、「(2) 高齢者の保健医療福祉の動向」、「(3) 高齢者の日常生活の障害と看護」、「(4) 高齢者の代表的な障害と看護」で構成されているが、何を取扱い、どのようなことを理解させるか。

「(1) 老年期の生活と健康」では、ライフサイクルにおける老年期の位置付けとそれぞれの時期における身体的・精神的・社会的側面、生活の特徴、健康問題について理解させるとともに、人間には個別性が大きいことを認識させ、看護を行うために必要な高齢者を統合的に理解する視点を養う。

また、生徒の日常生活と関連ある事例を取り上げるなど、具体的に学習させ、異なる世代にある人への関心を高めさせる。その際、人間としての尊厳を保ち、自立した生活が送れるよう支援することの重要性について取り扱う。

「(2) 高齢者の保健医療福祉の動向」では、高齢者を支える基本的な社会保障制度や福祉制度について理解を深め、高齢者のニーズにこたえる看護を行うための知識と技術を習得させる。また、多様な社会保障制度や福祉制度の活用、他職種との連携の重要性などを認識させる。

「(3) 高齢者の日常生活の障害と看護」では、老年期の生活と健康に関する理解を基礎として、高齢者の日常生活の中で多く見られる食事・排泄・運動・コミュニケーション・精神などの障害、転倒予防等について取り上げ、それらの障害のある高齢者に対する理解を深め、その援助の方法を身に付けさせる。

「(4) 高齢者の代表的な障害と看護」では、視覚・聴覚障害、コミュニケーション障害、排泄障害、日常生活動作の障害、認知症・精神障害、骨粗鬆症などの高齢者に特有な徴候や疾患を取り上げ、病態や症状の把握の仕方及び看護の方法について理解させる。

問3 「精神看護」は、「(1) 精神の健康と看護」、「(2) 精神医療の歴史と精神保健福祉」、「(3) 精神疾患と看護」で構成されているが、何を取扱い、どのようなことを理解させるか。

「(1) 精神の健康と看護」では、精神看護の基礎的な知識や人間関係の成立、リエゾン精神看護などについて取り扱い、現代社会において精神看護の対象が、精神疾患のある人だけでなく、精神の健康不安のある人や精神の健康保持増進への援助を必要として

いる人など多様化している中で精神の健康についての基本的な内容を理解させるとともに、精神看護の役割や重要性について理解させる。

「(2) 精神医療の歴史と精神保健福祉」では、精神医療の歴史の中から精神に障害のある人の人権や処遇を通して、精神に障害のある人の人権を尊重する態度と精神看護に対する倫理観を育み、精神看護についての理解を深めさせる。また、精神に障害のある人の社会復帰支援における看護の役割や重要性を理解させ、地域精神保健福祉における生活支援について理解させる。

「(3) 精神疾患と看護」では、精神看護の基本的概念をもとに、精神疾患の症状や検査、各治療などを系統的に取り上げ、精神看護のアプローチの方法や看護の原則などについての知識と技術を習得させる。

問4 「在宅看護」は、「(1) 在宅看護の意義と役割」、「(2) 在宅療養者と家族への支援」で構成されているが、何を取扱い、どのようなことを理解させるか。

「(1) 在宅看護の意義と役割」では、在宅看護が様々な疾病・障害を有する幅広い年代の人々に対する生活の場における看護であり、近年拡大されている看護活動の分野であることを理解させる。また、その現状と今後の展望について取り上げることにより在宅看護の重要性と看護の役割について理解させる。

「(2) 在宅療養者と家族への支援」では、在宅療養者の日常生活への援助とその家族の生活の状態に応じた援助をするための知識と技術に関する基礎的な内容及び診療の補助業務について扱い、障害者の看護と福祉についても看護の各科目と関連させ、要介護高齢者や慢性疾患患者、難病患者などの在宅療養者に対する看護の特徴、家族への支援の必要性を理解させる。

問5 「母子看護」から「母性看護」と整理再構成されたことで、学習内容の変更は何か。

「母性看護」では、「(1) 母性の健康と看護」の「ウ 人間の性と生殖」において思春期のセクシュアリティの発達の学習を通して、性行動の責任ある選択や的確に判断する能力を身に付けさせるとしている。また、「(2) 母性の看護」では「ア 母性の健康」から「ア 女性のライフステージ各期の特徴と看護」などとなり、項目の変化はあったが、内容の変化はなく、母性の健康及び妊婦・産婦・褥婦に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこととしている。

問6 「小児看護」の「(3) 健康問題のある小児の看護」における学習内容の変更は何か。

小児の特殊性を踏まえ、疾患だけではなく健康問題として捉えることとして、「小児

の疾患と看護」から「健康問題のある小児の看護」とした。また、健康問題が小児と家族に及ぼす影響について考えさせ、看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させることが大切である。さらに、小児は経過別に急性期・慢性期として学習させる。

問7 「看護臨地実習」のねらいは何か。

従前の目標に、医療現場におけるチーム医療の中での看護師の役割を理解させるため、新たに「チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解すること」が加わった。

内容は、「(1) 基礎看護臨地実習」、「(2) 領域別看護臨地実習」、「(3) 統合実践看護臨地実習」で構成されており、「(1) 基礎看護臨地実習」では、看護実践のための基礎的な知識として、地域社会における医療施設の機能と看護の役割及び患者の療養環境、患者を総合的に把握する方法、患者との信頼関係を構築するためのコミュニケーションの重要性について体験を通して理解させ、患者の状態に応じた日常生活の援助を行うことができる基礎的な能力と態度を育てる。また、指導に当たっては、患者に接する体験を通して、生徒自身が感じたこと、気付いたこと、考えたことなどを尊重し、学習への動機付けとするよう配慮することとしている。

問8 「看護の統合と実践」における医療安全のねらいは何か。

「医療安全」は、今回の改訂で新しく取り入れられ、現在の看護職に求められる大切な分野・領域であり、効果的に指導する必要がある。内容については、医療技術の進歩に伴い、医療や看護が複雑化・多様化している中で、国民の医療に対する安全意識が高まってきていることを理解させるとともに、患者の安全を守るために必要な看護師の役割や責任などについて理解させ、医療事故防止に関する基礎的な知識と技術を習得させ、安全の確保への取組や安全に対する意識を高揚させることとしている。

問9 災害看護は、「基礎看護」と「看護の統合と実践」の両科目で取り扱われているが、指導においての留意点は何か。

「基礎看護」は、原則履修科目であり、災害医療・看護における看護者の役割を理解させるとともに、患者とその家族の心理面に対する配慮の必要性について理解させることとしている。また、災害現場におけるトリアージ、治療、看護活動について理解させることとしている。

「看護の統合と実践」では、災害発生時における看護師の役割、災害が起きた直後から支援できる看護の基礎的な知識から復興に向けての看護の役割など、災害各期における

看護について理解させることとしている。

問10 「統合実践」で学ばせる看護計画の指導に当たって、配慮すべき事項は何か。

看護計画については、最初に基礎看護学で学習し、それぞれの領域別実習で機能障害、小児では経過別、急性期などを実践する。統合実践では、1つひとつの障害別看護や経過別看護の看護計画だけでなく、複数の看護業務に付随するような実践が想定されていることが大切であり、臨床実践に近い形でチーム医療や他職種との連携、医療安全、継続看護などが必要となるとともに、1つの障害やある経過に対するだけの看護計画ではなく、チーム医療として他職種との連携を踏まえた計画や安全性が必要となる。

また、想定されている時点から看護の実践を継続できる教材や、それぞれの条件に配慮したペーパーペーシェントを用意することが必要である。

問11 「看護情報活用」の指導に当たって、配慮すべき事項は何か。

「看護情報活用」の指導に当たっては、看護に関する固有の題材やデータを用いることにより、看護の分野との関連を考慮した指導を行うよう留意する。実習においては、学校や生徒の実態に応じて、重点的な内容の取扱いをするなど、効果的な指導ができるように工夫することが大切である。また、看護に関する各科目等と密接に関連付けて指導し、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにすることが大切である。

問12 専門科目による必修科目の代替はできるか。

看護に関する学科では、例えば「基礎看護」、「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」、「母性看護」、「小児看護」の履修により「保健」や「家庭総合」等の履修に代替することができる。また、「看護情報活用」の履修により「社会と情報」の履修に代替することが可能であり、全部代替する場合の「看護情報活用」の履修単位数は、2単位以上必要である。

また、原則履修科目である「看護臨地実習」は、看護に関する各科目において習得した知識と技術を、実際に臨床の場における実習を通して活用するとともに、問題解決の能力や自発的な学習態度を育てることを目標とした科目であるため、総合的な学習の時間がねらいとしているものと軌を一にしていることから、「看護臨地実習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に変えることができるとし、逆に「看護臨地実習」の履修を持って総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に変えることができることとしている。

ただし、相互の代替ができるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされている。